

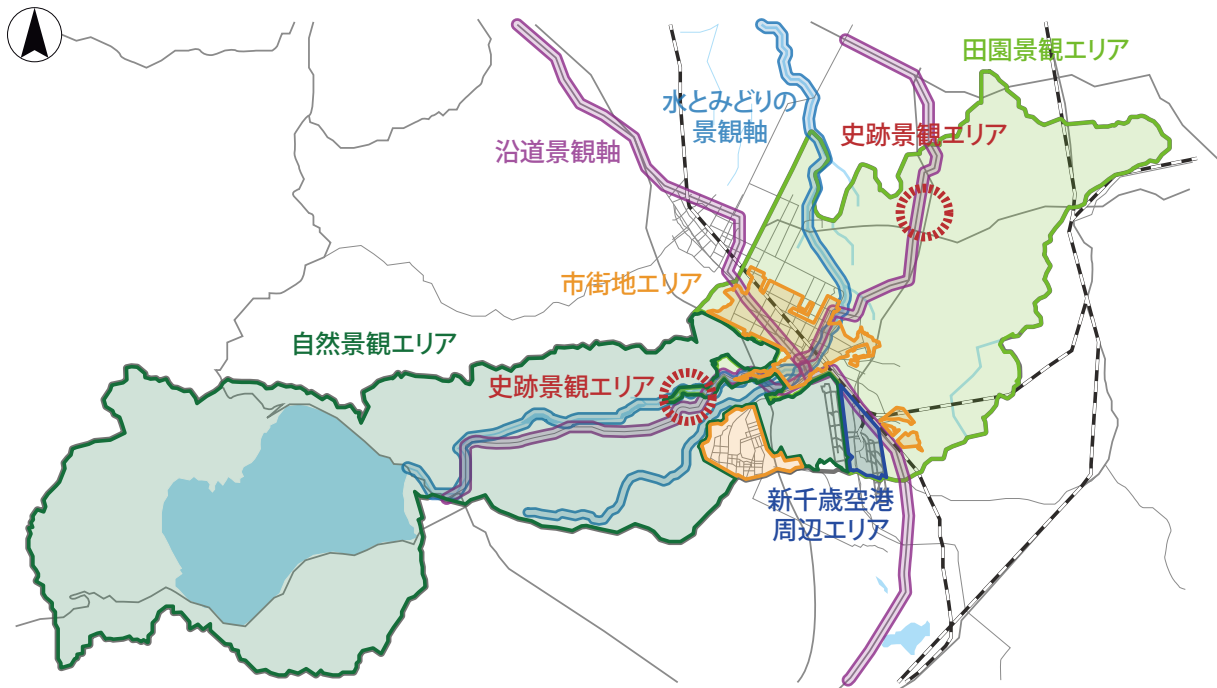
第5章
景観づくりの
ルール

第5章 景観づくりのルール

1. 景観エリア・景観軸ごとの景観づくりの考え方

千歳市の景観特性と基本方針から、千歳市を5つの景観エリアと2つの景観軸に区分して景観づくりを進めます。

エリア・軸		エリアの特徴
5つの景観エリア	自然景観エリア	・ 樽前山や支笏湖などの国立公園や国有林のみどり豊かなエリア
	田園景観エリア	・ 千歳市の東部に広がる農業地域の景観エリア
	新千歳空港周辺エリア	・ 北海道の空の玄関口である新千歳空港周辺のエリア
	市街地エリア	・ 国道36号、国道337号、中央大通などの幹線道路を軸に形成されている市街地や住宅地、計画的に配置されている工業団地などを含めたエリア
	史跡景観エリア	・ 史跡キウス周堤墓群周辺及び史跡ウサクマイ遺跡群周辺を含めたエリア
2つの景観軸	沿道景観軸	・ 札幌から千歳市を經由し苫小牧方面に続く国道36号、千歳市の中心を通る中央大通、千歳市を起点に長沼町、南幌町、江別市などを經由して小樽市に続く国道337号、千歳市から支笏湖方面を經由し苫小牧市に続く道道支笏湖公園線の沿道
	水とみどりの景観軸	・ 市域の西部、支笏湖から東に流れる千歳川やその支流のママチ川の沿線



凡例

- 自然景観エリア……主に森林地域に設定されている地域
- 田園景観エリア……主に農業地域に設定されている地域
- 新千歳空港周辺エリア……新千歳空港アクセス沿道景観形成ガイドラインで定められたガイドライン区域、および新千歳空港敷地
- 市街地エリア……市街化区域もしくは都市地域に設定されている地域
- 史跡景観エリア……史跡キウス周堤墓群周辺及び史跡ウサクマイ遺跡群周辺の地域
- 沿道景観軸……国道36号、中央大通、国道337号、道道支笏湖公園線の沿道（道路中心線から100mの範囲）
- 水とみどりの景観軸……千歳川、ママチ川の沿線（千歳川は河川中心線から100m、ママチ川は50mの範囲）

5つの景観エリアと2つの景観軸

(1) 景観エリアごとの景観づくりの考え方

1) 自然景観エリア

【景観づくりの考え方】

- 今ある自然景観の維持・保全に努めます。
- 支笏洞爺国立公園については、自然公園法に基づき保全します。



2) 田園景観エリア

【景観づくりの考え方】

- 農業振興策を推進することにより、農地の保全と適切な維持管理を促進し、美しい田園景観の保全に努めます。
- 周囲から突出した高さや規模の大きな建築物、工作物などについては景観的配慮を促し、背景となる山並みへ眺望と広がりのある田園景観の保全に努めます。
- 目立ちやすい土木構造物などを生じる土地の改変や屋外における資材などの堆積・貯蔵を適切に誘導し、周辺の良い田園景観の保全に努めます。



3) 新千歳空港周辺エリア

【景観づくりの考え方】

- 周辺の自然景観や田園景観に調和しつつ、北海道のイメージを高める魅力的な景観づくりに努めます。
- 空港周辺の産業系の土地利用にあたっては、周辺の自然や田園景観との調和に配慮した形態意匠や色彩、規模などによる建築物・工作物の立地を誘導するとともに、緑化を促進し、みどりに囲まれた北海道の空の玄関口にふさわしい景観づくりに努めます。



新千歳空港周辺エリアの景観づくりのイメージ

4) 市街地エリア

市街地エリアは、特性によって3つの地区に分けて景観づくりを進めます。

①中心市街地

【景観づくりの考え方】

○グリーンベルトなどのみどりや千歳川などの潤いを生かしつつ、中心市街地としてまちの中心を感じられる賑わいづくりに努めます。

○建物1階の賑わい創出やベンチ、広場などの滞留空間の誘導などにより、歩いて楽しいまちなかの景観づくりに努めます。



建物 1 階に店舗やベンチを設置する
など賑わいの誘導

賑わいが連続的につながることによる
歩いて楽しいまちなかの景観の創出

中心市街地の景観づくりのイメージ

②住宅地

【景観づくりの考え方】

- 住宅の庭先や窓辺の緑化を行うなど、潤いのある住宅地の景観づくりに努めます。
また、敷地内では四季を感じる植栽を行うなど、季節感の演出に努めます。
- 住宅の規模・形態は、周辺の住宅のスケールと不調和とならないように十分に配慮し、まとまりが感じられる住宅地の景観づくりに努めます。



周囲の景観と調和するスケールの
揃った住宅の規模・形態



敷地内の植栽による潤いの演出

住宅地の景観づくりのイメージ

③工業地

【景観づくりの考え方】

- みどり豊かな良好な景観の維持に努めます。
- 敷地内（特に敷地境界）の緑化に努めます。
- 建物、工作物等の外壁又は柱の位置も敷地境界から一定程度距離を確保するなど、良好な景観づくりに努めます。

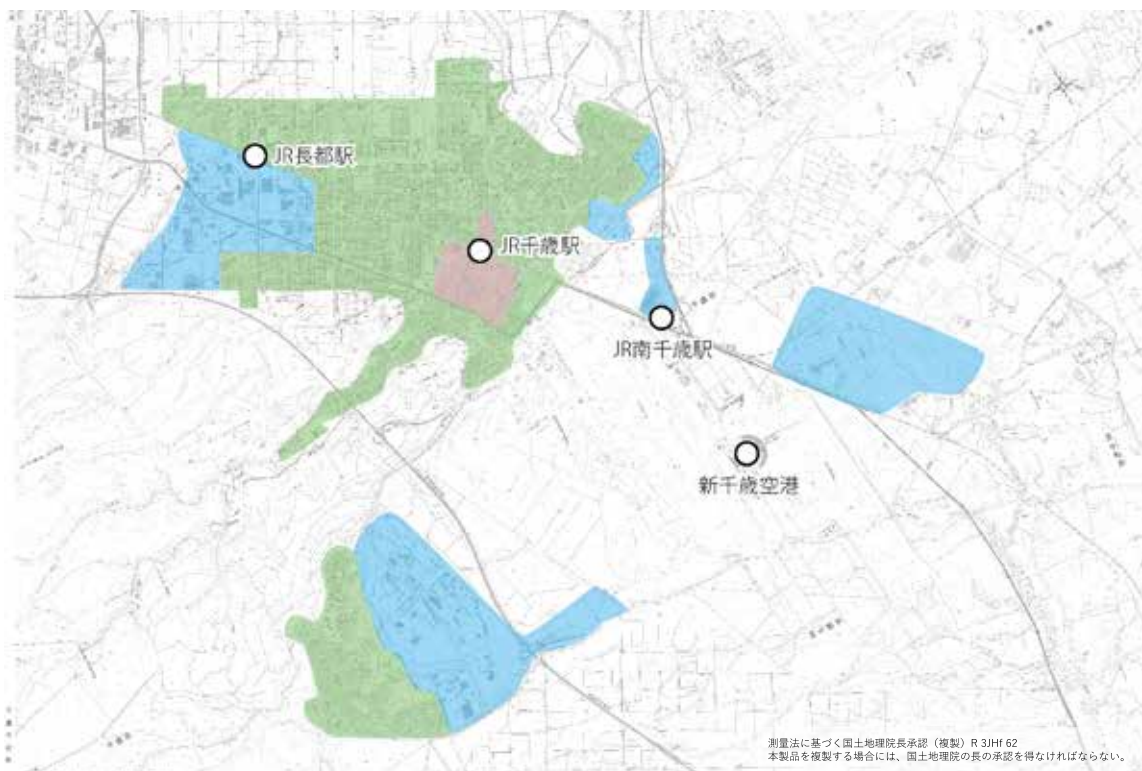


圧迫感を感じさせないよう、歩道から
一定程度の距離を確保

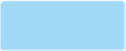


敷地内の植栽による
潤いの演出

工業地の景観づくりのイメージ



凡例

	中心市街地		住宅地		工業地
---	-------	---	-----	---	-----

市街地エリアの3つの地区

5) 史跡景観エリア

【景観づくりの考え方】

- 史跡キウス周堤墓群とその周辺は、縄文の雰囲気を感じられるよう、史跡景観の保全を図るとともに、その緩衝地帯並びに周辺地域の地理的・自然的環境の保全に努めます。
 - 今後、史跡を整備することにより、将来的に多くの来訪者が見込まれることから、周辺景観や環境が悪化しないように配慮します。
 - 市民との協働により、史跡キウス周堤墓群とその周辺における景観の保全に努めます。
 - 史跡ウサクマイ遺跡群及びその周辺は、河川や原生林など原始的な趣を今に遺す歴史的自然景観を損なうことのないよう配慮して、史跡景観の保全に努めます。
- ※縄文の雰囲気を感じられる景観…縄文当時の地形や植生が現存し、縄文時代のありようが反映されている景観



(2) 景観軸ごとの景観づくりの考え方

千歳市の景観づくりにおいては、まちの骨格をなす幹線道路沿道や市街地に水とみどりの潤いをもたらす水辺空間の景観づくりが大切です。

そこで、まちの骨格をなす幹線道路を沿道景観軸、水辺空間を水とみどりの景観軸として景観づくりを進めます。

1) 沿道景観軸

【景観づくりの考え方】

- 北海道の空の玄関口である国際都市ちとせを意識した質の高い沿道景観づくりに努めます。
- みどり豊かで彩りのある沿道景観となるように街路樹など樹木の適切な維持管理や、花植え活動に努めます。
- 新千歳空港周辺の幹線道路の屋外広告物等は、配置、規模、色彩等において、周辺景観との調和に努めます。
- ユニバーサルデザインやバリアフリーなどの考えを取り入れ、歩行者に配慮するとともに、無電柱化を促進し、人にやさしい沿道景観づくりに努めます。



街路樹の適切な維持管理等による
みどり豊かな沿道景観の演出



周辺景観と調和した屋外広告物



花植え活動による
彩りのある沿道景観の演出

沿道景観軸の景観づくりのイメージ

2) 水とみどりの景観軸

【景観づくりの考え方】

- まちなみとの関わりを意識し、市民や観光客などが親しむことができる水辺空間の創出を促進し、市民の身近な憩いの場として豊かで潤いのある景観づくりに努めます。
- 市街地の水辺空間では、遊歩道の整備の促進や河川敷地の有効利用など、誰もが憩い、くつろぐことができる空間づくりに努め、加えて周辺の公園・緑地と連続した一体的な活用を進めると同時に、河川構造物などの景観への配慮に努めます。



散策路やベンチの設置など誰もが憩える親水性のある水辺空間



視点場となる橋は周辺の景観と調和するように配慮

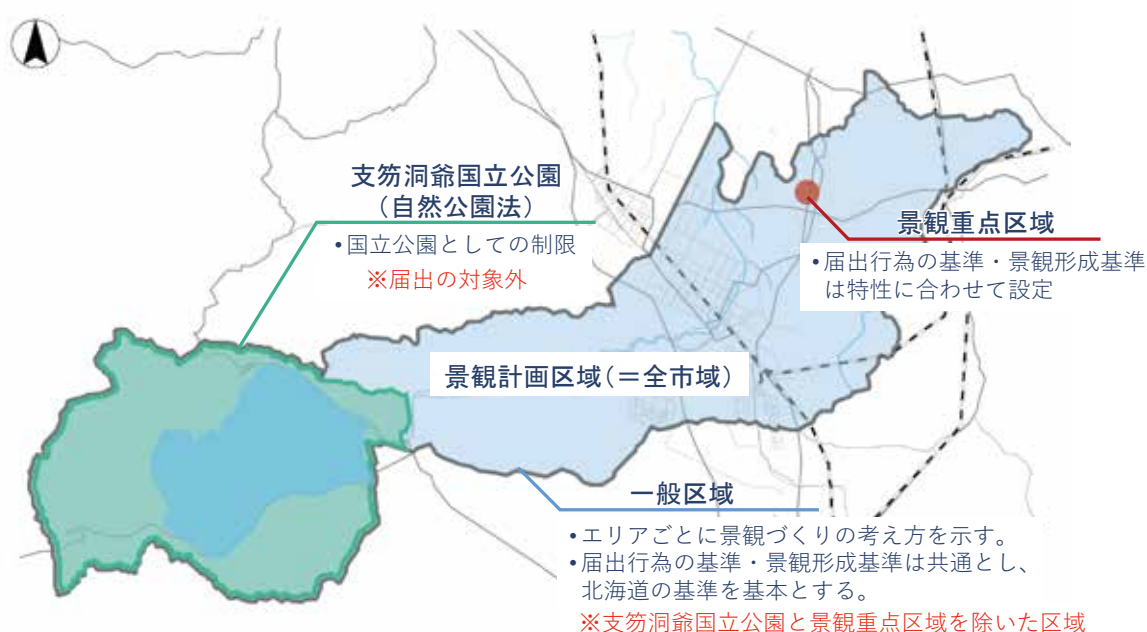
水とみどりの景観軸の景観づくりのイメージ

2. 区域ごとの景観づくりの基準

(1) 景観計画区域の区分

景観計画区域のうち、千歳市の景観づくりで特に重要なエリアを「景観重点区域」として定め、その他の区域を「一般区域」とし、景観法に基づく「届出対象行為」と「景観形成基準」を設定します。

なお、「景観重点区域」については、エリアの特性に応じて「一般区域」とは異なるルール・制限を設定します。



景観計画における区域区分

● 景観重点区域

世界遺産に登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産の1つである「史跡キウス周堤墓群」及び資産を保全するための緩衝地帯(約33.8ha)については、資産の文化的な価値を保全・管理するとともに、その魅力を一層高めていく必要があることから、「景観重点区域」とします。

史跡キウス周堤墓群とその周辺には、自然と共生する縄文時代の原風景が存在しています。長い年月を経て育まれてきた景観を後世に伝えていくために、市民、事業者、市が協働で景観の保全に取り組んでいく必要があります。

なお、景観重点区域は、市の景観づくりにおける重要性の高まりや、地域住民の意向なども踏まえ、必要に応じて追加することができるものとします。



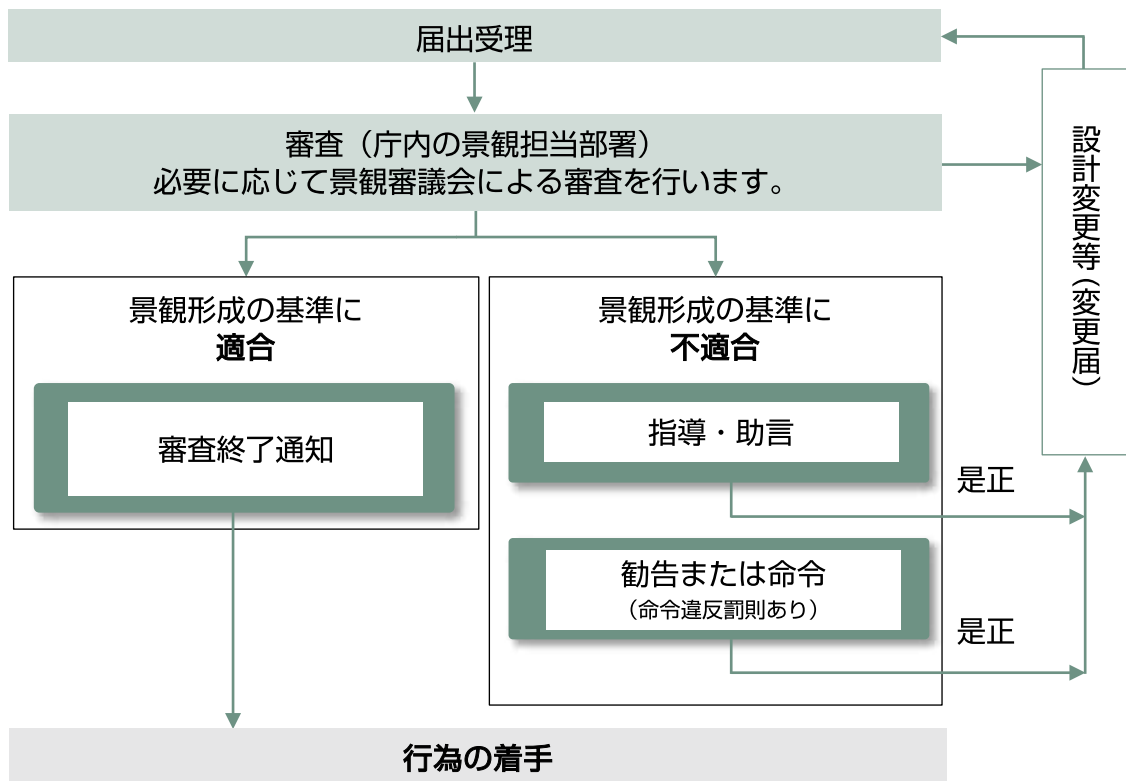
景観重点区域の範囲

景観重点区域対象地番（千歳市中央地区）（令和3年7月現在）						
410-1	606-15	1143-3	1294-6	1294-19	1748-2	2406-10
410-2	606-16	1143-4	1294-8	1294-20	2406-1	2406-12
410-3	606-17	1143-5	1294-10	1294-21	2406-2	2406-13
410-4	676-3	1143-6	1294-11	1294-22	2406-3	2406-14
410-5	897-3	1143-7	1294-13	1294-23	2406-4	2406-15
410-6	897-8	1143-8	1294-14	1294-24	2406-5	2406-18
410-7	1050-1	1143-20	1294-15	1294-25	2406-6	2777
410-8	1050-2	1143-21	1294-16	1473-1	2406-7	2778
410-11	1050-3	1143-22	1294-17	1473-2	2406-8	2784
606-3	1143-2	1294-4	1294-18	1748-1	2406-9	2785

(2) 一般区域

1) 届出フロー

景観計画区域内で届出対象となる行為を行う際は、以下の図のとおり景観法に基づく届出の手続きが必要となります。



一般区域における届出のフロー図

2) 届出対象行為

建築物、工作物、開発行為などについて、以下の規模を超えるものの新築、増改築等の行為を行う場合を事前に届出の対象として定めます。

■ 建築物

届出対象行為	規模
(1)新築又は移転	高さ 13 メートル又は延べ面積 2,000 平方メートル（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域においては、高さ 20 メートル又は延べ面積 3,000 平方メートル）
(2)増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の建築物の規模が前号に規定する規模以下のとき 増築後又は改築後の建築物の規模が前号に規定する規模 イ 増築前又は改築前の建築物の規模が前号に規定する規模を超えるとき 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が 10 平方メートル
(3)外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (以下「修繕等」という。)	当該建築物の全ての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の 2 分の 1

■ 工作物

届出対象行為	規模										
(1)次に掲げる工作物の新築又は移転	次の表の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおり										
ア さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物（法第8条第2項第4号ロに規定する特定公共施設、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設及び空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港の用に供するもの（次号において「特定公共施設等供用工作物」という。）を除く。）	<table border="1"> <tr> <td>アに掲げる工作物</td><td>高さ5メートル</td></tr> <tr> <td>イからエまでに掲げる工作物</td><td>高さ15メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ15メートル）</td></tr> <tr> <td>オに掲げる工作物</td><td>高さ13メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ13メートル）</td></tr> <tr> <td>カからサまでに掲げる工作物</td><td>高さ13メートル又は築造面積2,000平方メートル</td></tr> <tr> <td>シに掲げる工作物</td><td>高さ5メートル又は築造面積2,000平方メートル</td></tr> </table>	アに掲げる工作物	高さ5メートル	イからエまでに掲げる工作物	高さ15メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ15メートル）	オに掲げる工作物	高さ13メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ13メートル）	カからサまでに掲げる工作物	高さ13メートル又は築造面積2,000平方メートル	シに掲げる工作物	高さ5メートル又は築造面積2,000平方メートル
アに掲げる工作物	高さ5メートル										
イからエまでに掲げる工作物	高さ15メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ15メートル）										
オに掲げる工作物	高さ13メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ13メートル）										
カからサまでに掲げる工作物	高さ13メートル又は築造面積2,000平方メートル										
シに掲げる工作物	高さ5メートル又は築造面積2,000平方メートル										
イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物（特定公共施設等供用工作物並びに電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物を除く。）											
ウ 風力発電設備											
エ 煙突その他これらに類する工作物											
オ 物見塔その他これらに類する工作物											
カ 彫像、記念碑その他これらに類する工作物											
キ 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設											
ク 自動車用車庫の用に供する立体的な施設											
ケ アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設											
コ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する立体的な施設											
サ 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設の用途に供する工作物											
シ 太陽電池発電設備											

届出対象行為	規模
(2)増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の工作物の規模が前号に規定する規模以下のとき 増築後又は改築後の工作物の規模が前号に規定する規模 イ 増築前又は改築前の工作物の規模が前号に規定する規模を超えるとき 増築又は改築に係る部分の築造面積の合計が10平方メートル
(3)修繕等	当該工作物の全ての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の2分の1

■ 開発行為

届出対象行為	規模
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	当該行為に係る土地面積 10,000 平方メートル、当該行為に伴い生ずる法面又は擁壁の高さ 5 メートル

※ 高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定方法については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条の規定に準ずるものとする。

3) 景観形成基準

【景観形成の方針】

- 各景観エリア、景観軸との調和を図ります。
- 適切な位置・配置・規模・形態意匠を誘導し、まちのイメージの維持・向上を図ります。

■ 建築物及び工作物

区分	景観形成基準	勧告・協議基準及び命令基準
位置 配置 規模	(1) 地域の特性及び周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮し、街並み及び周辺景観との調和に配慮した位置・配置・規模とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置・規模とすること。	<勧告・協議基準> (1) 建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の位置・配置・規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。
形態 意匠 又は 色彩等	(1) 地域の特性及び周辺景観との調和に配慮した形態意匠とすること。 (2) 全体としてまとまりのある形態意匠とすること。 (3) 外観には、周辺景観と調和する色彩を用いること。 (4) 多くの色彩又はアクセント色を使用する場合には、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。 (5) オイルタンク、室外機その他建築物に附属する設備は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。	<勧告・協議基準> (1) 建築物等の形態意匠が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 建築物等の外観にけばけばしい色彩を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (3) 建築物に附属する設備等を目立つ位置に設置し、又は露出させることにより、周辺景観が著しく阻害されると認められるとき。 <命令基準> (1) 上記（2）の場合で、特に良好と認められる周辺景観を著しく阻害するとき。

区分	景観形成基準	勧告・協議基準及び命令基準
敷地の外構等	(1) 敷地内は、周辺環境との調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。 (2) 敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植及び緑化に配慮すること。 (3) 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。	<勧告・協議基準> (1) 建築物等の敷地の外構が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 良好な景観の形成に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

■ 開発行為

区分	景観形成基準	勧告・協議基準及び命令基準
位置	(1) 地域の特性及び周辺景観との調和に配慮した位置とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。	<勧告・協議基準> (1) 開発行為の位置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望に大きな影響を及ぼす位置で開発行為を行うとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する開発行為を行うとき。
規模	(1) 地域の特性及び周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	<勧告・協議基準> (1) 開発行為の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望に大きな影響を及ぼす規模で開発行為を行うとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観を著しく阻害する規模の開発行為を行うとき。

区分	景観形成基準	勧告・協議基準及び命令基準
形状 緑化等	(1) 地域の特性及び周辺景観との調和に配慮した形状とすること。 (2) 開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、又は活用すること。 (3) 開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植及び緑化に配慮すること。	<勧告・協議基準> (1) 開発行為の形状が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 河川、水辺、表土等を保全しないことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (3) 地域で親しまれている景観の保全に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

■ その他の行為

区分	景観形成基準	勧告・協議基準及び命令基準
位置	(1) 地域の特性及び周辺景観との調和に配慮した位置とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。	<勧告・協議基準> (1) その他の行為を行う位置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望に大きな影響を及ぼす位置でその他の行為を行うとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するその他の行為を行うとき。
規模	(1) 地域の特性及び周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	<勧告・協議基準> (1) その他の行為の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望に大きな影響を及ぼす規模でその他の行為を行うとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観を著しく阻害する規模のその他の行為を行うとき。

■ 色彩基準

建築物等の外観に使用する色彩は、けばけばしい色彩を用いる割合が建築物等のいずれかの立面（建築物の1つの面における鉛直投影面積）で、当該立面の面積の5分の1を超えない範囲とする。

けばけばしい色彩を複数用いる場合は、それらの使用面積を合計して算定する。広大な敷地の一部に計画された施設や遊園地の施設など、周囲の状況により周辺景観を著しく阻害しない場合は、勧告・協議基準に該当しない。

航空法に定められた昼間障害標準標識設定物件の塗装方法など、法令等により定められた色彩についても勧告・協議基準に該当しない。

※ただし、次に掲げるものはこの限りではない。

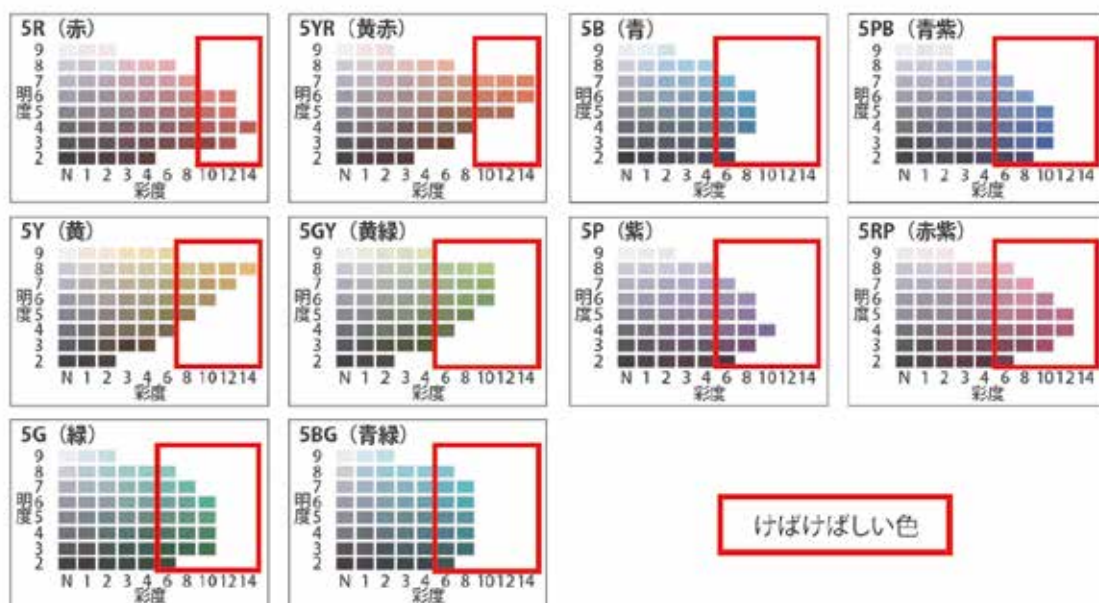
- ① 地域産又は地域で用いられてきた素材（木材、レンガ、コンクリート、石など）の色彩（表面に着色を施していないもの）
- ② ガラス材（表面、内部及び裏面に着色を施していないもの）

◎ けばけばしい色の範囲

- ・ R (赤)、YR (黄赤) 系の色相：彩度8を超えるもの
- ・ Y (黄) 系の色相：彩度6を超えるもの
- ・ 上記以外の色相：彩度4を超えるもの

● けばけばしい色彩の範囲（等色相面）

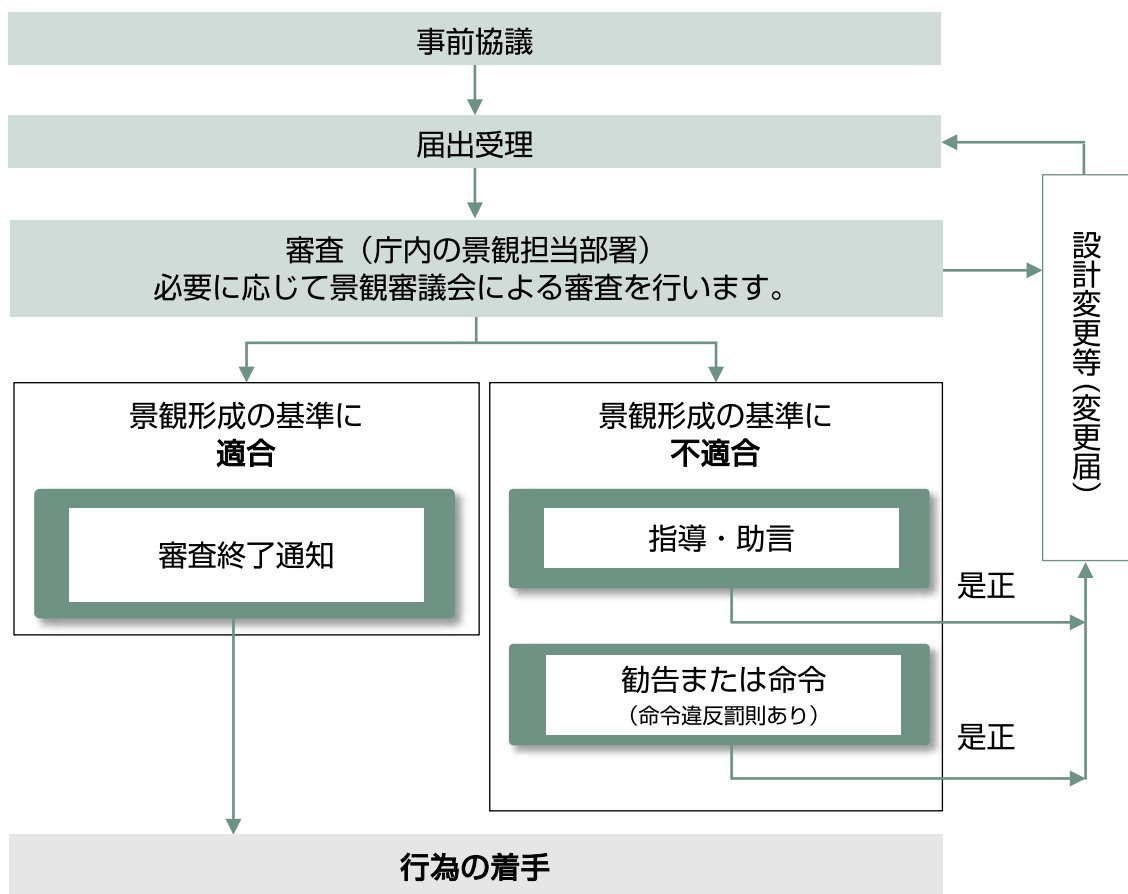
（下図は印刷によるもので、正確な色ではないため、実際の色は色票により確認してください）



(3) 景観重点区域

1) 届出フロー

景観計画区域のうち、景観重点区域内で届出対象となる行為を行う際は、以下の図のとおり景観法に基づく届出の手続きが必要となります。景観重点区域においては、計画段階から事前協議を行い、一般区域と同様、必要に応じて景観審議会等で景観形成基準への適合の可否を審議することとなり、支障がないと判断された場合のみ、行為の着手が可能となります。



景観重点区域における届出のフロー図

2) 届出対象行為

建築物、工作物、開発行為などについて、以下の規模を超えるものの新築、増改築等の行為を行う場合を事前に届出の対象として定めます。

■ 建築物

届出対象行為	規模
(1) 新築又は移転	延べ面積 10 平方メートル
(2) 増築又は改築	延べ面積 10 平方メートル
(3) 修繕等	面積 10 平方メートル

■ 工作物

届出対象行為	規模								
(1)次に掲げる工作物の新築又は移転 ア さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物 （法第 8 条第 2 項第 4 号ロに規定する特定公共施設、鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 8 条第 1 項に規定する鉄道施設及び空港法（昭和 31 年法律第 80 号）第 2 条に規定する空港の用に供するもの（次号において「特定公共施設等供用工作物」という。）を除く。） イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物（特定公共施設等供用工作物並びに電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物を除く。） ウ 風力発電設備 エ 煙突その他これらに類する工作物 オ 物見塔その他これらに類する工作物 カ 彫像、記念碑その他これらに類する工作物 キ 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設 ク 自動車用車庫の用に供する立体的な施設 ケ アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設 コ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する立体的な施設	次の表の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおり <table><tr><td>アに掲げる工作物</td><td>高さ 1.5 メートル</td></tr><tr><td>イからオまでに掲げる工作物</td><td>高さ 5 メートル</td></tr><tr><td>カからサまでに掲げる工作物</td><td>高さ 5 メートル、築造面積 10 平方メートル</td></tr><tr><td>シに掲げる工作物</td><td>事業の敷地面積 300 平方メートル</td></tr></table>	アに掲げる工作物	高さ 1.5 メートル	イからオまでに掲げる工作物	高さ 5 メートル	カからサまでに掲げる工作物	高さ 5 メートル、築造面積 10 平方メートル	シに掲げる工作物	事業の敷地面積 300 平方メートル
アに掲げる工作物	高さ 1.5 メートル								
イからオまでに掲げる工作物	高さ 5 メートル								
カからサまでに掲げる工作物	高さ 5 メートル、築造面積 10 平方メートル								
シに掲げる工作物	事業の敷地面積 300 平方メートル								

届出対象行為	規模								
サ 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設の用途に供する工作物 シ 太陽電池発電設備									
(2)増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 <table border="1"> <tr> <td>アに掲げる工作物</td><td>高さ1.5メートル</td></tr> <tr> <td>イからオまでに掲げる工作物</td><td>高さ 5 メートル</td></tr> <tr> <td>カからサまでに掲げる工作物</td><td>高さ 5 メートル、築造面積 10 平方メートル</td></tr> <tr> <td>シに掲げる工作物</td><td>事業の敷地面積 300 平方メートル</td></tr> </table>	アに掲げる工作物	高さ1.5メートル	イからオまでに掲げる工作物	高さ 5 メートル	カからサまでに掲げる工作物	高さ 5 メートル、築造面積 10 平方メートル	シに掲げる工作物	事業の敷地面積 300 平方メートル
アに掲げる工作物	高さ1.5メートル								
イからオまでに掲げる工作物	高さ 5 メートル								
カからサまでに掲げる工作物	高さ 5 メートル、築造面積 10 平方メートル								
シに掲げる工作物	事業の敷地面積 300 平方メートル								
(3)修繕等	前項に規定する規模以上の場合であって、修繕等の面積 10 平方メートル								

■ 開発行為

届出対象行為	規模
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	当該行為に係る土地面積 300 平方メートル、当該行為に伴い生ずる法面若しくは擁壁の高さ 1.5 メートル

■ その他条例第7条各号に掲げる行為

届出対象行為	規模
(1)土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	当該行為に係る土地面積 300 平方メートル、当該行為に伴い生ずる法面若しくは擁壁の高さ 1.5 メートル
(2)木竹の植栽又は伐採	高さ 5 メートル 伐採面積 50 平方メートル

届出対象行為	規模
(3)屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積	堆積期間が90日 法面若しくは擁壁の高さ1.5メートル 土地面積50平方メートル
(4)水面の埋立て又は干拓	法面若しくは擁壁の高さ1.5メートル 水面面積300平方メートル
(5)電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）の新築、改築又は増築	高さ10メートル

※高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定方法については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条の規定に準ずるものとする。

3) 景観形成基準

【景観形成の方針】

- 景観重点区域とその周辺の景観との調和を図ります。
- 視点場・眺望の保全、色彩・素材の誘導、緑化等を推進して、良好な景観づくりを図ります。

■ 建築物

区分	景観形成基準
位置 配置 規模	(1) 周辺の景観と調和し、突出した印象を与えない位置・配置・規模とするよう努めること。 (2) 視点場※から、その眺望を妨げない位置・配置・規模とするよう努めること。 (3) やむを得ず、視点場から視認される場合は、周辺景観と調和し、突出した印象を与えないよう必要な措置を行うこと。

※視点場…視対象（眺めの対象）を眺望するために設置された場所又は眺望することができる場所のこと。

区分	景観形成基準
形態意匠又は色彩等	(1) 周辺景観と調和し、突出した印象を与えない形態意匠とするよう努めること。 (2) けばけばしい色（千歳市景観計画において定めるけばけばしい色の範囲に該当する色彩をいう。以下同じ。）は用いず、周辺景観と調和した色彩とするよう努めること。 (3) 視点場から視認される場合は、周辺景観と調和し、突出した印象を与えないように、屋根及び外壁等の5分の4以上の面積に推奨色を用いるよう努めること。やむを得ずけばけばしい色を用いる場合は、建築物等本体のうち、いずれかの立面（建築物の1つの面における鉛直投影面積）の5分の1を超えないようにすること。
素材	(1) 周辺景観と調和する素材を用いるよう努めること。 (2) 屋根及び外壁等に、金属又はガラス等の光沢素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減に努めること。
敷地の外構等	(1) 敷地内は緑化し、既存の樹木がある場合は、当該樹木の保存に努めること。 (2) 車庫、物置等の附属建物を設置する場合は、周辺景観と調和した形態意匠及び素材を用いるよう努めること。 (3) 屋外照明を設置する場合は、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。
その他	(1) 増築又は改修等を行う場合は、既存部分の景観改善も行うよう努めること。

■ 工作物

区分	景観形成基準
位置配置規模	(1) 周辺の景観と調和し、突出した印象を与えない位置・配置・規模とするよう努めること。 (2) 視点場から、その眺望を妨げない位置・配置・規模とするよう努めること。 (3) やむを得ず視点場から視認される場合は、周辺景観と調和し、突出した印象を与えないように必要な措置を行うこと。 (4) 太陽電池発電設備を設置する場合は、視点場からその眺望を妨げない位置及び規模とするよう努めること。
形態意匠又は色彩等	(1) 周辺景観と調和し、突出した印象を与えない形態意匠とするよう努めること。 (2) けばけばしい色は用いず、推奨色を使用するよう努めること。

区分	景観形成基準
素材	(1) 周辺景観と調和する素材を用いるよう努めること。
敷地の外構等	(1) 敷地内は緑化し、既存の樹木がある場合は、当該樹木の保存に努めること。 (2) 屋外照明を設置する場合は、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。
その他	(1) 太陽電池発電設備を設置する場合、視点場から視認されるときは、植栽を設ける等、周辺景観と調和し、突出した印象を与えないよう必要な措置を講ずること。

■ 開発行為その他土地の形質の変更

区分	景観形成基準
方法	(1) 現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないよう努めること。やむを得ない場合は、緑化等による修景に努めること。
その他	(1) 視点場から視認される場合は、植栽を設ける等、周辺景観と調和し、突出した印象を与えないよう必要な措置を講ずること。

■ 土石の採取又は鉱物の掘採

区分	景観形成基準
方法	(1) 形状を変更する土地の範囲は必要最小限とし、土地の形質、樹木の保存に努めること。
その他	(1) 採取又は掘採は、整然と行い、視点場から視認される場合は、植栽を設ける等、周辺景観と調和し、突出した印象を与えないよう必要な措置を講ずること。 (2) 行為後の跡地は、周辺の自然植生と調和した緑化に努めること

■ 木竹の植栽又は伐採

区分	景観形成基準
方法	(1) 植栽又は伐採は、必要最小限の規模とするよう努めること。
その他	(1) 伐採後の跡地は、行為後の土地利用に応じ、周辺景観と調和するよう緑化に努めること。

■ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積

区分	景観形成基準
位置・規模	(1) 視点場から見えにくい位置及び規模とするよう努めること。
方法	(1) 堆積は、整然と行い、可能な限り高さを抑えるよう努めること。
その他	(1) 視点場から視認される場合は、植栽を設ける等、周辺環境と調和し、突出した印象を与えないよう必要な措置を講ずること。

■ 水面の埋立て又は干拓

区分	景観形成基準
方法	(1) 埋立て又は干拓により生じる護岸、擁壁等は、周辺景観と調和するよう形態、素材等に配慮すること。

■ 色彩基準

〈外壁〉

外壁のベースカラーについては、落ち着きが感じられ、周辺の景観と調和するものとし、次の色彩の範囲内とする。また、各色相におけるけばけばしい色(◎)は使用を避けるべき色とする。

※ただし、次に掲げるものはこの限りではない。

- ① 着色していない石材、木材、土壁、レンガ等で仕上げた場合
- ② 市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合(公共又は公益的施設)又は機能上やむを得ない施設として認める場合

◎ けばけばしい色の範囲(次頁「屋根」についても同じ)

- ・ R(赤)、YR(黄赤)系の色相：彩度8を超えるもの
- ・ Y(黄)系の色相：彩度6を超えるもの
- ・ 上記以外の色相：彩度4を超えるもの

■ 色彩基準（推奨色）とするマンセル値

色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
R (赤)系	2.5 以上 6.0 未満	6.5 以下	BG (青緑)系	2.5 以上 6.0 未満	4.0 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 6.5 以下		2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 4.0 以下
YR (黄赤)系	7.0 以上 8.0 未満	1 を超え 3 以下	B (青)系	2.5 以上 5.5 未満	4.0 以下
	3.0 以上 7.0 未満	6.5 以下		2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 4.0 以下
	2.5 以上 3.0 未満	1.5 を超え 6.5 以下			
Y (黄)系	7.5 以上 8.0 未満	1 を超え 3 以下	PB (青紫)系	2.0 以上 5.0 未満	4.0 以下
	3.0 以上 7.5 未満	6.0 以下		1.5 以上 2.0 未満	1.5 を超え 4.0 以下
	2.5 以上 3.0 未満	1.5 を超え 6.0 以下			
GY (黄緑)系	7.0 以上 8.0 未満	1 を超え 3 以下	P (紫)系	2.0 以上 5.0 未満	4.0 以下
	3.0 以上 7.0 未満	4.0 以下		1.5 以上 2.0 未満	1.5 を超え 4.0 以下
	2.5 以上 3.0 未満	1.5 を超え 4.0 以下			
G (緑)系	6.5 以上 8.0 未満	1 を超え 3 以下	RP (赤紫)系	2.5 以上 5.5 未満	4.0 以下
	2.5 以上 6.5 未満	4.0 以下		2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 4.0 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 4.0 以下			
			N (無彩色)	2.0 以上 9.0 未満	—

〈屋根〉

屋根の色彩は低明度低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和するものとし、次の色彩の範囲とする。

また、各色相におけるけばけばしい色は避けるべき色とする。

※ただし、次に掲げるものはこの限りではない。

- ① 着色していない石材、木材、土壁、レンガ等で仕上げた場合
- ② 市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合（公共又は公益的施設）
又は機能上やむを得ない施設として認める場合

色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
R（赤）系	6.0 未満	6.5 以下	B（青）系	5.5 未満	4.0 以下
YR（黄赤）系	7.0 未満	6.5 以下	PB（青紫）系	5.0 未満	4.0 以下
Y（黄）系	7.5 未満	6.0 以下	P（紫）系	5.0 未満	4.0 以下
GY（黄緑）系	7.0 未満	4.0 以下	RP（赤紫）系	5.5 未満	4.0 以下
G（緑）系	6.5 未満	4.0 以下	N（無彩色）	2.0 以上 7.0 未満	－
BG（青緑）系	6.0 未満	4.0 以下			

● けばけばしい色彩の範囲（等色相面）

（下図は印刷によるもので、正確な色ではないため、実際の色は色票により確認してください）

